

「マイクロソフト拡張ハードウェアサービス」
または
「マイクロソフト拡張ハードウェアサービス PLUS」

商業サービス契約
利用規約

この重要な 利用規約書（「本サービス契約」または「本契約」）と 注文書は、保証請求の際に必要となりますので安全な場所に一緒に保管してください。本契約書に記載されている情報は、お客様がお客様の契約における保証対象を判断、理解する上で重要な参考資料として機能することを目的としています。本契約書に記載されている情報、またはお客様の保証内容全般に関するご質問は当社までお寄せください。

定義

本サービス契約を通じて、以下の大文字または太字の語句は、明示的な意味を有します：

- 「偶発的損傷」：取り扱い上の偶発的な損害を意味します。例えば、保証対象製品を意図せずに落下させたり、液体をこぼしたり、画面の破損に関連して生じる損傷などを意味します。
- 「管理費」：本契約に基づき保証対象サービスに対してお客様が支払う必要のある金額です（該当する場合）。
- 「故障」：意図された機能を果たすことができなくなり、対象製品の機械的および/または電気的な故障で、材料または製造上の欠陥であって通常の損耗ではないものを含み、製品の通常の使用中に発生するものとなります。
- 「請求」：お客様によってなされた本契約に基づく保証の請求を意味します。
- 「適用範囲」、「適用対象」、「適用」：本「契約」の「適用対象 - 一般」セクションに記載する意味を有します。
- 「対象製品」、「製品」：お客様が購入した、本サービス契約の対象となる Microsoft Surface シリーズデバイスで、Surface HubおよびSurface Duoモデルを除いたものを指します。
- 「責任限度」：「保証プランのオプション」セクションに詳述されるように、プランの期間中の1件の請求につき、当社のお客様に対する最大限度を意味します。
- 「製造者」、「Microsoft」：製品の元の製造者を指します。ウェブサイトはwww.microsoft.comです。
- 「プラン」：お客様が選択し購入した、本契約に基づく特定の「保証プランオプション」セクションを意味します。
- 「製品購入価格」：お客様が対象製品に対して支払った金額で、お客様の請求書に記載された適用税および/または手数料を除いた金額を意味します。
- 「請求書」：対象製品に関する本契約の購入日、お客様の氏名および住所、契約適用期間、およびお客様が購入した特定のプランを確認するための番号の付いた文書です。この契約は請求書がない場合無効となります。
- 「修理」：対象故障または偶発的な損害の後、お客様の対象製品を修理、修復、または正常に機能する状態に復元するために当社（または当社のサービスプロバイダ）が行う行為を意味します。対象製品の修理に使用される部品は、新品、中古品、再生品、またはオリジナル製品の工場仕様適合する非オリジナルメーカー部品である場合があります。
- 「交換」、「代替品」：対象製品が修理に適さないと当社が判断した場合に、当社の手配によりお客様に提供される品物です。当社は、対象製品を、同等または類似の機能および特徴を有する新品、リビルト品、または再生品と交換する権利を留保します。当社は、交換品が以前の対象製品と同じモデル、サイズ、寸法、または色であることは保証しかねます。
- 「販売店」：Microsoft がお客様に本契約を販売することを許可した販売店を指します。
- 「サービス契約」、「契約」：当社の販売店からの購入完了時にお客様に提供された、マイクロソフト拡張ハードウェアサービス契約プログラムのすべての保証条項、条件、除外事由および制限事由を詳細に記載した本文書を指します。
- 「サービスプロバイダ」：お客様の適用対象製品を修理するために当社によって許可された修理サービスの提供者を指します。
- 「期間」：お客様の請求書に記載された期間であって、本契約の規定が有効である期間を表すものです。
- 「当社」、「当社」、「プロバイダ」、「管理者」：契約提供者/債務者として本契約に基づくサービスを提供する義務を負う者、および管理者として本契約に基づく管理を行う者で、日本マイクロソフト株式会社の〒108-0075 東京都港区港南 2-16-3 品川グランドセントラルタワー26F を指します。
- 「お客様」、「お客様の」：本契約の規定に基づく対象製品の購入者/所有者です。

対象地域

本サービス契約は、日本国内でのみ有効で、日本国内でのみ購入できます。

本サービス契約期間：保証の発効日

故障に対する保証は、製造者の純正部品および/または工賃保証の切れた時点から始まり、お客様の請求書に記載のあるお客様の期間の残存期間、または責任限度に達するまでのいずれか早いほうの期間まで継続します。

製品の適格性

本契約に基づく保証の対象となるには、本製品が次の条件を満たす必要があります：(i) 対象製品であること、(ii) Microsoft または正規小売店で購入していること、(iii) 製品に最低 12 ヶ月の製造者保証が付いていること。

保証対象 - 一般

サービス契約期間 - 保証の発効日の項に記載された期間中、対象となる請求が発生した場合、本契約は、当社の独自の裁量により、(i) 対象製品の修理に必要な工数および/または部品、(ii) 当該修理に代わる対象製品の交換、または(iii) お客様のプラン説明書に詳述されている場合は対象製品のストレート交換を提供するものです。詳細についてはお客様のプランに適用可能な「保証プランのオプション」のセクションを参照してください。

故障の請求について、当社は本契約の規定に従ってお客様の製品を修理または交換します。当社においてお客様の製品の交換を決定した場合、技術の進歩によって、従前の対象製品より低い販売価格の製品と交換する結果となる場合があります。この場合、交換品の価格差に基づき払い戻しは行われません。本契約に基づいて交換したすべての部品またはユニットはすべて当社の所有物となります。修理に代えて交換が適用され、提供される場合、本製品と一体化した標準外のアクセサリ、付属品および/または周辺機器であって、メーカーが対象製品の梱包および販売時に提供および同梱しなかったものは、当該交換品に含まれないものとします。

本契約に基づく保証内容に関する重要な通知

- A. 当社がお客様に交換品を提供する場合、以下のいずれかまたはすべてが適用される場合があります：
- ▶ 当社は、ご欠陥のある本製品を、以前の製品と同一のモデル、サイズ、寸法または色でない可能性のある、同等または類似した特徴および機能を有する新品、再生品または修理品と交換する権利を留保します。
 - ▶ 技術の進歩により、交換品の小売価格または市場価格が従来品よりも低くなる場合がありますが、そのような場合、本契約では、そのような価格差についてお客様に対して弁済しないものとします。
 - ▶ 本契約の規定に基づき交換されたすべての製品の部品、構成部品、またはユニット全体は、その全体が当社の所有物となります。
- B. 本契約が定める保証は、有効な製造者保証期間において交換あるいは重複する給付を行わないものとします。そのようなこの期間中、製造者の保証の対象となるものは、製造者の単独責任であり、製造者がその義務を果たすことができるかどうかにかかわらず、本契約の対象とはならないものとします。
- C. 本契約に基づく保証内容は、お客様の契約が適用されるものとして本書に具体的に記載されているものに限定されます。本書ここに明記されていない事項は、保証対象とはなりません（これには Microsoft またはその関連会社が別途提供するトレーニングサービスを含みますが、これに限定されるものではありません）。
- D. お客様の責任：本契約に基づき保証されるサービスを開始する前に、すべてのソフトウェアまたはデータのバックアップおよびデバイスに保存されている機密情報または個人情報の削除をすることはお客様の責任です。ソフトウェアやデータの転送または復元サービスは保証対象外です。当社は当社がお客様から受領するデバイスに保存された（機密情報または個人情報を含む）お客様のデータに対して一切の責任を負いかねます。
- E. 故障が当社または当社のサービス提供者によって特定されないサービスインシデントが発生した場合、お客様は、配送料を含む、そのようなサービスに関連するすべての費用を負担するものとします。

補償プランのオプション

（お客様の請求書に記載され、お客様に適用されますお客様）

様のサービス契約に関する詳細は <https://mybusinessservice.surface.com> で確認できます。

本契約を購入すると、故障を含む、「補償対象一般」の条項に記載されている、補償が提供され、以下の条項が適用されます：

Surface プラン対象製品

Surfaceシリーズのデバイスに加えて、元のデバイスパッケージに含まれるその他のコンポーネント（Surface ブランドのアクセサリやコード付きの電源ユニットなど）があれば、ごその元のデバイスのパッケージに含まれる他のコンポーネントが本プランの対象となります。

Surface プランの範囲

お客様のSurface プランでは、故障が発生した場合のお客様のデバイスの修理または交換について、契約期間中、対象製品については最大 2 件、Surface ブランドのアクセサリおよび電源ユニット（元のデバイスのパッケージに同梱されている場合）については最大 1 件のサービスを補償します（下表に示すとおり）。

Surfaceシリーズのデバイスの保証請求件数が2件に達した場合、現在の契約期間の残期間に関わらず、本プランの保証は終了します。

対象コンポーネント	保証される請求の最大数
Surface シリーズのデバイス	二 (2)
デバイスに同梱されている場合は、接続コード付きの電源ユニット	一 (1)
元のデバイス パッケージに含まれている場合は、Surface ブランドのアクセサリ	一 (1) 付属品ごと

管理費

お客様のSurface プランでは、管理費は不要です。

交換品の保証

本プランに基づいて提供された代替品は、自動的に本契約の規定する保証対象製品とみなされ、お客様の現行の契約期間の残り日数の間、この交換品の保証が続きます（お客様の現行の期間に残り日数があり責任限度に達していないと仮定した場合）。交換によりお客様の現行の契約期間が延長されることはありません。

オプションの追加保証：本プランに基づく先行交換サービス

（MICROSOFT EXTENDED HARDWARE SERVICE PLUS の場合、この保証は含まれてい

お客様が対象製品の先行交換サービスの料金を支払済みの場合、当社は、欠陥製品を当社が受領する前に、お客様に代替品（「先行交換デバイス」）をお届けします。それと引き換えに欠陥のある製品は代替製品の受領の確認後 10 暦日以内、または当社と合意した期間のいずれか長い方の期間内に 当社に返送する必要があります。必要な、または合意された期間内に欠陥製品が当社に返送されない場合、お客様に代替品のメーカー希望小売価格に相当する不返品費用を請求させていただきます。

オプションの追加保証：ドライブ (SSD) の保持

（MICROSOFT EXTENDED HARDWARE SERVICE PLUSには、この保証が含まれていま

お客様が対象製品のソリッド ステート ドライブ (SSD) を保持するオプションの料金を支払い済みで、保証対象製品の故障が発生した場合、サービス対象製品には追加料金なしで新しい SSD が含まれます。このオプションはお客様の保証対象製品の製品ページの技術仕様シートで SSD が取り外し可能として販売される Microsoft のデバイスでのみ利用可能です。

オプションの追加補てん：翌営業日配送
(マイクロソフト拡張ハードウェアサービス プラスには、☑の保証が含まれています)

お客様が翌営業日サービスの料金を支払った場合、このオプションは**交換品**（当社が判断）のお客様のファイルにある住所への翌営業日配達サービスを以下のように提供します：

- a) お客様の請求が日本時間午後 15 時 30 分より前に承認された場合はその承認後 1 営業日；または
- b) お客様の請求が日本時間 15 時 30 分より後に承認された場合は 2 営業日。

夜間配送サービスには以下が適用されます：

- a) お客様が翌営業日サービスを希望する場合は、本契約の購入前に**お客様のお住まいの**地域で翌日配送業者が利用可能か確認する必要があります。この確認は本サービスが利用可能な郵便番号を記載した次のウェブサイトで行うことができます：<https://docs.microsoft.com/en-us/surface/surface-next-business-day-replacement> および
- b) Microsoft 社認定の翌日配送業者の有無。

本条項において「営業日」とは標準的な祝祭日を除く月曜日から金曜日を指します。

補償対象外 - 除外事項

本契約において、以下に関連するまたは以下に起因する請求に保証は及びません：

- a) 偶発的な損害。
- b) 発生した、またはお客様が知っていた**既存条件**（「既存条件」とは、本契約の購入前に存在していた本製品に関する損害または欠陥を指します）。
- c) お客様またはお客様の代理人による不適切な梱包および／または配送により、配送中に本製品に損傷が生じた場合（配送中の本製品の不適切な固定を含みます）。
- d) 付随的または結果的に起きた損害または間接的な損失：(i) 定義された**故障**または**偶発的な損害**、その他の定義されていない機械的／電気的障害、Microsoft またはその関連会社が別途提供するトレーニングサービス、または本製品に関連して使用された対象外の機器を含むがこれらに限定されない、本製品もしくは本製品に関連するその他の種類の損害に起因する、物的損害、時間の損失、データの損失または収入の損失、(ii) 何らかの理由による保証対象サービスの提供の遅延、またはサービスの提供不能、(iii) 部品／構成部品が入手できないこと、(iv) サードパーティのスタンド、台、マウントやカスタマイズされたアルコーブなど、対象製品に適合するようにカスタマイズされた付属品に関連して**お客様が負担した費用**、または (v) 従前の保証対象製品とは異なるモデル、サイズ、寸法、または色である**交換品**。
- e) 当社によって認可された**サービス提供者**、サービス技術者以外によって行われた、または**製造者の仕様**に従った以外の改造、調整、変更、操作、または**修理**。
- f) 凍結、過熱、錆、腐食、反り、曲げによる損傷。
- g) 通常の摩耗、または**製品の性能**の段階的な低下。
- h) 損害および／または故障を誘発する、有害、損傷を及ぼす、悪意を持つ、無謀または攻撃的な方法で故意に本製品を取り扱うこと。
- i) ソフトウェアウイルスの作動、ソフトウェアアップデートの利用可能性の欠如、またはその他のソフトウェア／デジタルベースの不具合を含むがこれに限定されない、デジタルコンテンツソフトウェア（プリロードされているかどうかは問わない）に起因する、**お客様の製品の**損傷または不具合。
- j) 紛失、盗難、悪意のあるいたずら、消失。
- k) 暴動、核放射戦、戦争・敵対的な政府の行為や意図、行動または放射能汚染、環境条件、気象条件または自然の危険への曝露、崩壊、爆発または他の物体との衝突、火災、あらゆる種類の降水または湿気、落雷、土砂・砂または煙、またはその他の電気通信の故障を含むがこれに限定されない不慮の事態。
- l) **製造者**がご推奨する保守の不履行、**製造者の仕様**または指示を逸脱した状態での**本製品**の操作・保管。
- m) **製造者**によるリコール、保証、または設計や部品の欠如や不適切な構造、または**製造者**がそのような**修理費用**を支払う能力があるかどうかにかかわらず、**製造者の誤り**を修理するために再加工の対象となる**製品**。
- n) シリアルナンバーが削除または変更されている**製品**。
- o) ここお客様の製品に生じた傷、ひっかき傷やへこみなどの外観上の損傷。そのような外観上の損傷により機能が損なわれる場合は除きます。
- p) 通常の定期的または予防的な保守、調整、修正、またはサービス。
- q) 上記の「保証の対象項目」条項に記載されていないその他のアクセサリまたはアドオン品（これらが Microsoft によって単一のオールインワンパッケージとして当初提供されたか否かは問いません）。
- r) **本製品の純正のメーカー保証**で保証されていない構成部品の費用、または動作しない／動力を伴わない部品の費用（プラスチック部品、付属ケーブルなどのその他の部品、電池（本契約に別段の記載がある場合を除きます）、コネクタ、コード、ヒューズ、キーボード、プラスチックの本体または成形品、スイッチ、配線を含みますが、これらに限定されません）。
- s) 保証対象製品または**本契約の規定**に基づき提供された**製品**または**代替品**の操作、保守、または使用に起因する物的損害、傷害または死亡について、当社は一切の責任を負いかねます。
- t) 消耗品を意図する品目の故障で生ずる費用。
- u) **当社が契約の利益を移転することに同意する**場合を除き、お客様の**発注書**が提供されていない場合の**保証請求**。
- v) ソフトウェアやデータの復元、または**お客様の製品**からのデータの取り出しを目的とした**保証請求**。
- w) コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアプログラム、悪意のあるコード、コンピュータウイルス、プロセス、またはその他一切の電子システムに害を与える手段として使用、操作することに直接的または間接的に起因または寄与するあらゆる損失、損害、責任、費用。
- x) **本契約に基づく請求**または給付は、当該保証の提供、当該請求の**支払い**、または当該給付の規定が、国連決議またはその他の適用法に基づく制裁、禁止、または制限ここにさらされる場合。
- y) システム、ソフトウェア、ハードウェア、またはファームウェアの不正アクセスまたは使用、または何らかの手段によるデータまたはソフトウェアの変更、再プログラミング、破壊、または削除から生じる損失。

請求方法

重要：保証請求を提出したとしても、それは、お客様の製品の故障がお客様のサービス契約に基づき保証対象となっていることを自動的に意味するものではありません。保証請求が考慮されるためには、お客様はまず、お客様の製品の問題の初期診断のために当社に連絡する必要があります。お客様が許可されていない修理を行った場合、本契約に基づく保証は適用されません。

お客様の**発注書**をお手元にご用意の上、<https://aka.ms/GlobalSupportPhoneNumbers>に記載されている電話番号にお電話いただくか、<https://mybusinessservice.surface.com>にアクセスしてください。当社の認定担当者は、お客様が本製品で認識する問題の詳細を速やかに入手し、まず電話やリモートで状況の解決を試みます。電話や遠隔操作で問題を解決できなかった場合、当社は、お客様に対して、請求保証サービスリクエスト番号と、お客様がお客様の製品向けのサービスを受けるための詳細な手順を提供します。

当社の指示なしに製品を購入した小売店に持ち込む、返品する、またはどこかに発送するなどはしないでください。お客様が最寄りのサービス提供者または販売店に本製品を持ち込むこよう当社から指示された場合や（正規の物流センターなど）に本製品を郵送する旨ご当社からお客様へ依頼があった場合、お客様の製品の他に以下のものをすべて同梱するようにしてください：

- 欠陥のある本製品；
- 発注書の写し；
- お客様が本製品に関して経験している問題の簡単な説明；および
- 当社がお客様にお渡ししたお客様の保証サービスリクエスト番号を目立つように記載。

注記：当社がお客様に製品を郵送するようお願いする場合はその郵送方法の具体的な指示をお客様にお知らせします。郵送サービスの場合、お客様が当社の指示にすべて従っている場合、お客様の所在地までの往復の送料は当社が負担します。お客様やお客様の正規の代理人による不適切な梱包によって生じた配送料や損害について、当社は一切の責任を負いませんので、製品の配送・出荷には十分注意してください。

保証は、当社が認定するサービス提供者、小売店、または物流センターが実施する正規のサービスにのみ適用されます。承認された請求期間中にお客様の契約期間が満了した場合、本契約に基づく故障保証は、承認された進行中の請求が本契約の条件に基づいて完全に履行される日まで延長されます。

更新可能性

本サービス契約に基づく保証は更新できません。

移転可能性

本契約に基づく保証内容は、他の当事者または製品に移管することはできません。

解約

お客様の解約権

お客様は、下記の連絡先に解約を申し出ることにより、いつでも本サービス契約を解約することができます。

お客様は、日本マイクロソフト株式会社契約解除係〒108-0075 東京都港区港南 2-16-3 品川グランドセントラルタワー 26F 宛てに書面にて、または<https://aka.ms/GlobalSupportPhoneNumbers>に記載の電話番号にお電話にて、もしくはmsepbus@microsoft.comに記載の電子メールにて、弊社にご連絡いただくことができます。

お客様が解約申請を契約購入日から 30 日以内にされる場合、お客様は支払った契約購入価格/料金から、当社が支払った請求を差し引いた額の 100%の払い戻しを受けるものとします。

本契約購入日から 30 日経過後にお客様が解約申請をなさる場合、お客様の本契約で支払った購入価格/料金からその期間中に当社がお支払いした請求を差し引いた額を日割りで計算して返金いたします。

当社の解除権

当社が本契約を解除する場合、当社は解約の効力発生日の 30 日前までにお客様に書面で通知します。当該通知は、当社に登録されているお客様のメールアドレス（電子メールまたは郵送のいずれか）に送られ、解約の理由と発効日が記載されます。当社が本契約を解除した場合、お客様には上記と同様の基準で日割り計算による返金が行われ、キャンセル料は発生しません。

当社が本契約を解除できるのは、以下の理由に限られます：

- お客様による契約代金・手数料の不払い；
- お客様の意図的で重大な虚偽申告
- 製品またはその使用に関連して、お客様が契約に基づく義務に著しく違反した場合。

苦情手続き

当社は常に お客様 に一流のサービスを提供することを念頭に置いています。それでもサービスに満足いただけない場合は、<https://aka.ms/GlobalSupportPhoneNumbers>に記載の電話番号で当社の担当者にお知らせいただくか、電子メールにて msepbus@microsoft.comまでご連絡ください。

当社は、当社がお客様の苦情を受けた日から 5 営業日以内に返信いたします。（詳細な調査が必要であるなどの理由により）お客様に対してこの期間内に完全な回答をすることができない場合、当社は、お客様にお客様の苦情についての対応状況を説明し、いつお客様が完全な回答が得られるか、およびだれから回答が得られるかを記載した中間回答をお客様に提供します。ほとんどの場合、お客様の苦情は、4 週間以内に解決されます。

データ保護

当社は、現在のデータ保護法（以下、法律）に従って、**お客様のプライバシーを保護し、尊重することをお約束します**。法律の目的上のデータ管理者は **Microsoft** です。この**サービス契約**を購入することにより、お客様は、本契約に基づいて企画された**サービスを提供**する際に、当社が**お客様に代わって**データを収集および処理することに同意するものとします。以下は、**当社がお客様の個人データを処理する主な方法の概要**です。詳細については、次の Web サイトをご覧ください。 <https://privacy.microsoft.com>。

お客様の個人データの使用方法と共有先

当社は、**お客様について保有する個人データを識別された、または識別可能な自然人に関するあらゆる情報を、以下の方法で処理**します：

- 保証請求の取扱いおよびそれに関連する目的のため**。これには自動化された手段による決定が含まれることがありますが、これは**当社とお客様の契約の履行を目的とする**ものです。
- 調査または統計の目的のため。これは**当社の正当な利益のため**であり、**当社が過去の活動を分析し、評価アルゴリズムを改善し、将来のビジネスへの影響を予測する**のに役立て、**商業的利益を促進し、製品提供を強化し、新しいシステムとプロセスを開発し、日本以外の法域において法的義務を果たす**ためです。
- お客様が当社に求める情報、製品、サービス、またはお客様が関心を持たれると当社が判断する情報をお客様に提供**するため。これは、**お客様がこの目的で連絡することに同意された場合**です。
- 当社のサービスの変更についてお客様に通知**するため。これは**当社の法的および規制上の義務のため**です。
- 詐欺、マネーロンダリング、テロリストの資金調達を防ぎ、一般の法律上または規制上の義務を果たすため。これは**日本を含む法域における当社の法律上および規制上の義務を果たす**ためです。

お客様の個人情報の開示

当社は、**お客様の個人情報を当社への製品・サービスの提供に関与する第三者や、当社に代わってサービスを提供するサービスプロバイダ**に開示することがあります。これには、**グループ会社、販売代理店、第三者管理者、保険会社、信用機関、不正検出機関、弁護士、会計士、規制当局、および法律で要求される機関**が含まれます。

お客様の権利

お客様には以下の権利があります：

- ダイレクトマーケティングを目的としたお客様の個人データの処理**に対して、いつでも異議を唱えることができます；
- 処理が**当社の正当な利益に基づいている場合、お客様の個人データの処理**について異議を唱えることができます；
- 当社が管理している個人データにアクセスし、そのコピーを入手し、個人データがどのように、どのような理由で処理されているか**についての情報を得ることができます；
- お客様の個人データの削除を要求**することができます；
- 不十分、不完全、不正確なデータの更新や訂正を要求することができます；
- お客様のデータの処理を制限**することができます；
- 構造化された、一般的に使用されている、機械で読み取り可能な形式で**お客様の個人データをお客様に提供**するように**当社に依頼**するか、他のデータ管理者に直接移行するように**お客様から依頼**することができます。ただし、いずれの場合も、処理が**お客様の同意またはお客様との契約の履行**に基づいており、処理が自動化された手段で行われる場合に限り；
- 現地のデータ保護当局に苦情を申し立てることができます；および
- お客様の同意に基づいて処理が行われている場合、お客様はいつでも同意を撤回**することができます。ただし、撤回前の同意に基づく処理の合法性に影響が及ぶことはありません。

保持

お客様のデータが必要以上に長く保持されることはなく、**当社のデータ保持方針**に基づいて管理されます。ほとんどの場合、保持期間は、**本契約またはお客様とのビジネス関係が終了**してから 10 年間となります。ただし、**当社が業務上、法律上、または規制上の要件**によって、より長期間データを保持する必要がある場合はこの限りではありません。

当社による**お客様の個人データの使用**に関してご質問がある場合は、下記までご連絡ください：<https://privacy.microsoft.com>。

一般規定

- 再委託、譲渡**。当社は、**当社の義務の履行**を第三者に再委託または譲渡することができますが、その際、当社は、お客様に対する**当社の義務を免れない**ものとします。
- 権利放棄、分離可能性**。本規約のいずれかの条項の不履行および執行の遅延は、かかる権利の放棄を意味するものではありません。本利用規約内で、いずれかの条項が適用法の下で執行不能または無効と判断された場合、当該条項は法的権威に従って解釈されるものとし、その他の本利用規約については完全な効力を有するものとします。
- 通知**。**お客様は、お客様が当社に提供した電話番号、住所、またはメールアドレスに、当社があらゆる目的で連絡を取ることができるとい**うことに明示的に同意するものとします。本契約に関連するすべての通知または要求は書面で行われなければ、それは、郵便、メール、テキストメッセージ、または一般に認められている翌日宅配便を含む合理的な方法で送付することができます。お客様に対する通知は、お客様が**当社に提供した電子メール**によりお客様に送信されたとき、またはお客様が提供した住所に郵送されてから 7 日後に配達されたものとみなされます。
- 法律**。本契約の準拠法は日本法であり、日本の裁判所は、**本契約の当事者間の紛争を審理する非専属管轄権を有する**ものとします。

完全合意

本**サービス契約**は、**請求書、条件、制限、例外および除外**を含め、**当社とお客様との間の完全な合意**を構成し、ここに記載されていないいかなる表明、約束または条件も、法律によって要求される場合を除き、これらの項目を変更しないものとします。

Microsoft および Surface は、Microsoft グループ企業の商標です。